

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年5月15日

【会社名】 大倉工業株式会社

【英訳名】 Okura Industrial Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 神田 進

【本店の所在の場所】 香川県丸亀市中津町1515番地

【電話番号】 0877-56-1111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 コーポレートセンター担当 兼 財務・
経営管理部長 兼 サステナビリティ委員長 田中 祥友

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋3丁目13番2号

【電話番号】 03-6912-5041（代表）

【事務連絡者氏名】 合成樹脂事業部東京支店長 和気 宅哉

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 14,587,500円
(注) 本有価証券届出書の対象とした募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第5号に規定する、発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である有価証券の募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しに該当するため、本届出をするものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
大倉工業株式会社 東京支店
(東京都豊島区東池袋3丁目13番2号)
大倉工業株式会社 大阪支店
(大阪市西区西本町1丁目3番10号)
大倉工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市北区浪打町1丁目36番地)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、事業年度第104期第1四半期（自2023年1月1日至2023年3月31日）の四半期報告書を2023年5月15日付で提出いたしました。これに伴い、2023年3月23日付で提出した有価証券届出書（2023年3月24日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載内容について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第103期（自2022年1月1日至2022年12月31日） 2023年3月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年3月24日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月24日関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第103期（自2022年1月1日至2022年12月31日） 2023年3月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第104期第1 四半期（自2023年 1月 1日 至2023年 3月31日） 2023年 5月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年 5月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年 3月24日関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年 3月24日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年 3月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年 5月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年 5月15日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。